

家畜衛生だより 平成26年 10月号

紀北家畜保健衛生所	TEL 073-462-0500
紀南家畜保健衛生所	TEL 0739-47-0974
東牟婁支所	TEL 0735-58-1481

【高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策を強化してください。】

本年4月には我が国の家きん飼養農場では3年ぶりに、熊本県において高病原性鳥インフルエンザ(以下、本病)が発生しました。

また、近隣諸国の中国及び韓国では本年9月以降も本病の発生が報告されており、野鳥による我が国への侵入リスクは非常に高い状況にあり、渡り鳥の本格的な飛来シーズンを迎え、家きん飼養農場へ高病原性鳥インフルエンザウイルスを侵入させないために、次の点に注意してください。

1. 飼養衛生管理の再確認を行う

衛生管理区域の設定及び衛生管理区域への病原体の持ち込み防止

- ・衛生管理区域の出入り口に立て看板等を設置し、部外者の立入を制限する。
- ・衛生管理区域専用の衣服や靴を設置し、家きん舎ごとの専用の靴を設置する。等

野鳥、ネズミ等の野生動物からの病原体の侵入防止

- ・防鳥ネット等を設置するとともに、破損している場合は修繕する。
- ・家きん舎の屋根や壁に破損箇所がないか確認し、修繕する。
- ・野生動物の排泄物が混入するおそれのある水を使用する場合には十分に消毒する。
- ・ネズミを駆除(捕獲装置の設置、殺鼠剤使用)する。等

衛生管理区域の衛生状態の確保

- ・施設及び器具を定期的に清掃又は消毒する。
- ・過密な状態で家きんを飼養しない。等

2. 日頃から飼養する家きんの健康観察を行うとともに、下記のような異常が認められた場合は早期通報を行う

- ・高い死亡率

同一の家きん舎内において、1日の家きんの死亡率が対象期間(※1)における平均の家きんの死亡率の2倍以上となること。

※1 対象期間…その日から遡って21日間をいう。ただし、当該期間中に家畜の伝染性疾病、家さんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等家さんの死亡率の上昇の原因となる特段の事情の存した日又は家さんの出荷等により家さん舎が空となっていた日が含まれる場合は、これらの日を除く通算21日間とする

高病原性鳥インフルエンザを疑った場合、すぐに最寄りの家畜保健衛生所に通報してください。